

議 案 目 録

令和2年(2020年)2月21日

番 号	件 名
議案第 1 号	令和元年度(2019年度)彦根市一般会計補正予算(第7号)
議案第 2 号	令和2年度(2020年度)彦根市一般会計予算
議案第 3 号	令和2年度(2020年度)彦根市国民健康保険事業特別会計予算
議案第 4 号	令和2年度(2020年度)彦根市休日急病診療所事業特別会計予算
議案第 5 号	令和2年度(2020年度)彦根市農業集落排水事業特別会計予算
議案第 6 号	令和2年度(2020年度)彦根市介護保険事業特別会計予算
議案第 7 号	令和2年度(2020年度)彦根市後期高齢者医療事業特別会計予算
議案第 8 号	令和2年度(2020年度)彦根市病院事業会計予算
議案第 9 号	令和2年度(2020年度)彦根市水道事業会計予算
議案第 10 号	令和2年度(2020年度)彦根市下水道事業会計予算
議案第 11 号	令和2年度における彦根市長の給与の特例に関する条例案
議案第 12 号	(仮称)彦根市新市民体育センター整備運営基金の設置、管理および処分に関する条例案
議案第 13 号	彦根市事務分掌条例の一部を改正する条例案
議案第 14 号	彦根市印鑑条例の一部を改正する条例案
議案第 15 号	彦根市職員のサービスの宣誓に関する条例等の一部を改正する条例案
議案第 16 号	彦根市国民体育大会等運営基金の設置、管理および処分に関する条例の一部を改正する条例案
議案第 17 号	彦根市手数料条例の一部を改正する条例案
議案第 18 号	彦根市建築確認等に関する手数料条例の一部を改正する条例案
議案第 19 号	彦根市立幼稚園保育料等徴収条例および彦根市立認定こども園設置条例の一部を改正する条例案
議案第 20 号	彦根市地域体育館の設置および管理に関する条例等の一部を改正する条例案
議案第 21 号	彦根市放課後児童健全育成事業の設備および運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案
議案第 22 号	彦根市特定教育・保育施設および特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案

議案第 23 号	彦根市家庭的保育事業等の設備および運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案
議案第 24 号	彦根市国民健康保険条例の一部を改正する条例案
議案第 25 号	彦根市病院事業の設置等に関する条例等の一部を改正する条例案
議案第 26 号	彦根市道の構造の技術的基準を定める条例の一部を改正する条例案
議案第 27 号	彦根市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例案
議案第 28 号	市道路線の認定につき議決を求めることについて
議案第 29 号	第2期彦根市まち・ひと・しごと創生総合戦略を定めることにつき議決を求めることについて
議案第 30 号	愛荘町と締結した定住自立圏形成協定を変更することにつき議決を求めることについて
議案第 31 号	豊郷町と締結した定住自立圏形成協定を変更することにつき議決を求めることについて
議案第 32 号	甲良町と締結した定住自立圏形成協定を変更することにつき議決を求めることについて
議案第 33 号	多賀町と締結した定住自立圏形成協定を変更することにつき議決を求めることについて
報告第 1 号	督促異議の申立てのあった支払督促の申立てに係る訴えの提起について
報告第 2 号	督促異議の申立てのあった支払督促の申立てに係る訴えの提起について

議案第 11 号

令和 2 年度における彦根市長の給与の特例に関する条例案

上記の議案を提出する。

令和 2 年(2020 年)2 月 21 日

彦根市長 大久保 貴

令和 2 年度における彦根市長の給与の特例に関する条例

市長の令和 2 年 4 月 1 日から令和 3 年 3 月 31 日までの間における給料月額は、彦根市特別職の常勤職員の給与等に関する条例(昭和 32 年彦根市条例第 43 号)別表の規定にかかわらず、同表による額から同表による額に 100 分の 50 を乗じて得た額を減じた額とする。ただし、期末手当および退職手当の額の算出の基礎となる給料月額は、同表による額とする。

付 則

この条例は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

議案第 12 号

(仮称)彦根市新市民体育センター整備運営基金の設置、管理および処分に関する条例案
上記の議案を提出する。

令和 2 年(2020 年)2 月 21 日

彦根市長 大久保 貴

(仮称)彦根市新市民体育センター整備運営基金の設置、管理および処分に関する条例

(設置)

第 1 条 (仮称)彦根市新市民体育センターの整備および運営に資するため、(仮称)彦根市新市民体育センター整備運営基金(以下「基金」という。)を設置する。

(積立額)

第 2 条 基金として積み立てる額は、一般会計歳入歳出予算(以下「予算」という。)において定める額とする。

2 前条に規定する基金の設置の目的のために市が寄附金として受ける額は、予算に計上して、基金として積み立てるものとする。

(管理)

第 3 条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

(運用益金の処理)

第 4 条 基金の運用から生ずる収益は、予算に計上して、基金に編入するものとする。

(繰替運用)

第 5 条 市長は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間および利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(処分)

第 6 条 市長は、第 1 条に規定する基金の設置の目的を達成するために必要な経費の財源に充て

る場合に限り、基金の全部または一部を処分することができる。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 13 号

彦根市事務分掌条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

令和 2 年(2020 年)2 月 21 日

彦根市長 大久保 貴

彦根市事務分掌条例の一部を改正する条例

彦根市事務分掌条例(昭和 45 年彦根市条例第 1 号)の一部を次のように改正する。

第 1 条第 1 号を次のように改める。

(1) 市長直轄組織

ア 防災および危機管理に関すること。

第 1 条第 2 号に次のように加える。

カ シティプロモーションの推進に関すること。

キ 国際交流に関すること。

ク 文化の総合調整に関すること。

ケ 秘書および渉外に関すること。

コ 広報に関すること。

サ 人権施策に関すること。

シ 多文化共生に関すること。

第 1 条中第 9 号を第 11 号とし、同条第 8 号中エからキまでを削り、クをエとし、ケを削り、
同号を同条第 9 号とし、同号の次に次の 1 号を加える。

(10) 歴史まちづくり部

ア 彦根城の世界遺産登録の推進に関すること。

イ 文化財の保護に関すること。

ウ 都市計画に関すること。

エ 景観に関すること。

オ 公園に関すること。

カ 市街地整備に関すること。

キ 開発調整に関すること。

第1条中第7号を第8号とし、第6号を第7号とし、第5号を第6号とし、同条第4号中ウおよびエを削り、オをウとし、カからクまでをエからカまでとし、同号を同条第5号とし、同条中第3号を第4号とし、第2号の次に次の1号を加える。

(3) スポーツ部

ア スポーツに関すること。

イ 第79回国民スポーツ大会および第24回全国障害者スポーツ大会に関すること。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。

(彦根市都市計画審議会条例の一部改正)

2 彦根市都市計画審議会条例(昭和44年彦根市条例第41号)の一部を次のように改正する。

第7条中「都市建設部」を「歴史まちづくり部」に改める。

(彦根市文化財保護条例の一部改正)

3 彦根市文化財保護条例(昭和47年彦根市条例第11号)の一部を次のように改正する。

第23条第4項中「市長直轄組織」を「歴史まちづくり部」に改める。

議案第 14 号

彦根市印鑑条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

令和 2 年(2020 年)2 月 21 日

彦根市長 大久保 貴

彦根市印鑑条例の一部を改正する条例

彦根市印鑑条例(昭和 52 年彦根市条例第 28 号)の一部を次のように改正する。

第 2 条第 2 項第 2 号を次のように改める。

(2) 意思能力を有しない者(前号に掲げる者を除く。)

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 15 号

彦根市職員のサービスの宣誓に関する条例等の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

令和 2 年(2020 年)2 月 21 日

彦根市長 大久保 貴

彦根市職員のサービスの宣誓に関する条例等の一部を改正する条例

(彦根市職員のサービスの宣誓に関する条例の一部改正)

第 1 条 彦根市職員のサービスの宣誓に関する条例(昭和 26 年彦根市条例第 9 号)の一部を次のように改正する。

第 2 条に次の 1 項を加える。

- 2 地方公務員法第 22 条の 2 第 1 項に規定する会計年度任用職員のサービスの宣誓については、前項の規定にかかわらず、任命権者は、別段の定めをすることができる。

(彦根市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部改正)

第 2 条 彦根市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例(昭和 42 年彦根市条例第 37 号)の一部を次のように改正する。

第 5 条に次の 1 号を加える。

- (5) 給料を支給される職員 法第 2 条第 4 項に規定する平均給与額の例により実施機関が市長と協議して定める額

(彦根市職員の育児休業等に関する条例の一部改正)

第 3 条 彦根市職員の育児休業等に関する条例(平成 4 年彦根市条例第 2 号)の一部を次のように改正する。

第 2 条に次の 2 号を加える。

- (3) 彦根市一般職の任期付職員の採用等に関する条例(平成 25 年彦根市条例第 10 号)第 4 条第 3 項の規定により任期を定めて採用された短時間勤務職員
- (4) 次のいずれかに該当する非常勤職員以外の非常勤職員

ア 次のいずれにも該当する非常勤職員

(ア) 任命権者を同じくする職(以下「特定職」という。)に引き続き在職した期間が1年以上である非常勤職員

(イ) その養育する子(育児休業法第2条第1項に規定する子をいう。以下同じ。)が1歳6箇月に達する日(以下「1歳6箇月到達日」という。)(第2条の4の規定に該当する場合にあっては、2歳に達する日)までに、その任期(任期が更新される場合にあっては、更新後のもの)が満了することおよび特定職に引き続き採用されないことが明らかでない非常勤職員

(ウ) 勤務日の日数を考慮して規則で定める非常勤職員

イ 第2条の3第3号に掲げる場合に該当する非常勤職員(その養育する子が1歳に達する日(以下この号および同条において「1歳到達日」という。)(当該子について当該非常勤職員がする育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日)において育児休業をしている非常勤職員に限る。)

ウ その任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている非常勤職員であって、当該育児休業に係る子について、当該任期が更新され、または当該任期の満了後に特定職に引き続き採用されることに伴い、当該任期の末日の翌日または当該引き続き採用される日を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとするもの

第2条の3を第2条の5とし、第2条の2の次に次の2条を加える。

(育児休業法第2条第1項の条例で定める日)

第2条の3 育児休業法第2条第1項の条例で定める日は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める日とする。

(1) 次号および第3号に掲げる場合以外の場合 非常勤職員の養育する子の1歳到達日

(2) 非常勤職員の配偶者(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。

以下同じ。)が当該非常勤職員の養育する子の1歳到達日以前のいずれかの日において当該子を養育するために育児休業法その他の法律の規定による育児休業(以下この条および次条において「地方等育児休業」という。)をしている場合において、当該非常勤職員が当該子について育児休業をしようとするとき(当該育児休業の期間の初日とされた日が当該子の1歳到達日の翌日後であるときまたは当該地方等育児休業の期間の初日前であるときを除く。) 当該子が1歳2箇月に達する日(当該日が当該育児休業の期間の初日とされた日から起算して育児休業等可能日数(当該子の出生の日から当該子の1歳到達日までの日数をいう。))から育児休業等取得日数(当該子の出生の日以後当該非常勤職員が彦

根市職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成6年彦根市条例第27号。以下「勤務時間条例」という。)第14条の規定による特別休暇(8週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)以内に出産する予定である女子職員が申し出た場合または女子職員が出産した場合におけるものに限る。ただし、地方公務員法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員(以下「再任用短時間勤務職員等」という。))以外の非常勤職員にあっては、当該非常勤職員について定められた当該特別休暇に相当する休暇とする。)の承認を受けたことにより勤務しなかった日数と当該子について育児休業をした日数を合算した日数をいう。)を差し引いた日数を経過する日より後の日であるときは、当該経過する日)

- (3) 1歳から1歳6箇月に達するまでの子を養育するため、非常勤職員が当該子の1歳到達日(当該子を養育する非常勤職員が前号に掲げる場合に該当してする育児休業または当該非常勤職員の配偶者が同号に掲げる場合もしくはこれに相当する場合に該当してする地方等育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日(当該育児休業の期間の末日とされた日と当該地方等育児休業の期間の末日とされた日が異なるときは、そのいずれかの日))の翌日(当該子の1歳到達日後の期間においてこの号に掲げる場合に該当してその任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている非常勤職員であって、当該任期が更新され、または当該任期の満了後に特定職に引き続き採用されるものにあつては、当該任期の末日の翌日または当該引き続き採用される日)を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合であつて、次に掲げる場合のいずれにも該当するとき 当該子の1歳6箇月到達日

ア 当該子について、当該非常勤職員が当該子の1歳到達日(当該非常勤職員がする育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日)において育児休業をしている場合または当該非常勤職員の配偶者が当該子の1歳到達日(当該配偶者がする地方等育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日)において地方等育児休業をしている場合

イ 当該子の1歳到達日後の期間について育児休業をすることが継続的な勤務のために特に必要と認められる場合として規則で定める場合に該当する場合

(育児休業法第2条第1項の条例で定める場合)

第2条の4 育児休業法第2条第1項の条例で定める場合は、1歳6箇月から2歳に達するまでの子を養育するため、非常勤職員が当該子の1歳6箇月到達日の翌日(当該子の1歳6箇

月到達日後の期間においてこの条の規定に該当してその任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている非常勤職員であって、当該任期が更新され、または当該任期の満了後に特定職に引き続き採用されるものにあつては、当該任期の末日の翌日または当該引き続き採用される日)を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合であつて、次の各号のいずれにも該当するときとする。

(1) 当該子について、当該非常勤職員が当該子の1歳6箇月到達日において育児休業をしている場合または当該非常勤職員の配偶者が当該子の1歳6箇月到達日において地方等育児休業をしている場合

(2) 当該子の1歳6箇月到達日後の期間について育児休業をすることが継続的な勤務のために特に必要と認められる場合として規則で定める場合に該当する場合

第3条第6号中「生じること」の次に「となったこと」を加え、同条に次の2号を加える。

(7) 第2条の3第3号に掲げる場合または第2条の4の規定に該当すること。

(8) その任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている非常勤職員が、当該育児休業に係る子について、当該任期が更新され、または当該任期の満了後に特定職に引き続き採用されることに伴い、当該任期の末日の翌日または当該引き続き採用される日を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする。

第4条中「生じること」の次に「となったこと」を加える。

第12条中「彦根市職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成6年彦根市条例第27号。以下「勤務時間条例」という。)」を「勤務時間条例」に改める。

第21条を次のように改める。

(部分休業をすることができない職員)

第21条 育児休業法第19条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。

(1) 育児休業法第17条の規定による短時間勤務をしている職員

(2) 次のいずれにも該当する非常勤職員以外の非常勤職員(再任用短時間勤務職員等を除く。)

ア 特定職に引き続き在職した期間が1年以上である非常勤職員

イ 勤務日の日数および勤務日ごとの勤務時間を考慮して規則で定める非常勤職員

第22条第1項中「正規の勤務時間」を「勤務時間条例第8条第1項に規定する正規の勤務時間(非常勤職員(再任用短時間勤務職員等を除く。以下この条において同じ。))にあつては、当該非常勤職員について定められた勤務時間)」に改め、同条に次の1項を加える。

3 非常勤職員に対する部分休業の承認については、1日につき、当該非常勤職員について1

日につき定められた勤務時間から 5 時間 45 分を減じた時間を超えない範囲内(当該非常勤職員が前項の特別休暇または介護時間に相当する休暇の承認を受けて勤務しない場合にあつては、当該減じた時間を超えない範囲内で、かつ、2 時間から当該特別休暇または介護時間に相当する休暇の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内)で行うものとする。

付 則

- 1 この条例は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 第 2 条の規定による改正後の彦根市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例第 5 条の規定は、この条例の施行の日以後に発生した事故に起因する公務上の災害または通勤による災害に係る補償について適用する。

議案第 16 号

彦根市国民体育大会等運営基金の設置、管理および処分に関する条例の一部を改正する条例
案

上記の議案を提出する。

令和 2 年(2020 年)2 月 21 日

彦根市長 大久保 貴

彦根市国民体育大会等運営基金の設置、管理および処分に関する条例の一部を改正する
条例

彦根市国民体育大会等運営基金の設置、管理および処分に関する条例(平成 30 年彦根市条例
第 27 号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

彦根市国民スポーツ大会等運営基金の設置、管理および処分に関する条例

第 1 条中「第 79 回国民体育大会」を「第 79 回国民スポーツ大会」に、「彦根市国民体育大
会等運営基金」を「彦根市国民スポーツ大会等運営基金」に改める。

付則第 2 項中「平成 37 年 3 月 31 日」を「令和 7 年 3 月 31 日」に改める。

付 則

この条例は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

議案第 17 号

彦根市手数料条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

令和 2 年(2020 年)2 月 21 日

彦根市長 大久保 貴

彦根市手数料条例の一部を改正する条例

彦根市手数料条例(平成 12 年彦根市条例第 10 号)の一部を次のように改正する。

別表胃がん検診の項を次のように改める。

胃がん検診	集団検診	500 円
	医療機関(胃内視鏡検査)	4,000 円

付 則

この条例は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

議案第 18 号

彦根市建築確認等に関する手数料条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

令和 2 年(2020 年)2 月 21 日

彦根市長 大久保 貴

彦根市建築確認等に関する手数料条例の一部を改正する条例

彦根市建築確認等に関する手数料条例(平成 12 年彦根市条例第 4 号)の一部を次のように改正する。

第 1 条中「および建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律」を「、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律」に改め、「建築物エネルギー消費性能適合性判定等の事務」の次に「および台帳の記載事項等の証明事務」を加える。

第 2 条中「および建築物省エネ法」を「、建築物省エネ法」に改め、「受ける者」の次に「および台帳の記載事項等の証明を申請する者」を加える。

第 3 条の 7 の表(2)の項ア中「認定を受けようとする建築物」を「建築物省エネ法第 29 条第 3 項に規定する申請建築物(以下この表において「申請建築物」という。)または同項に規定する他の建築物(以下この表において「他の建築物」という。)」に改め、同項イおよびウ中「認定を受けようとする建築物」を「申請建築物または他の建築物」に改め、同表(6)の項イ(ア)中「とき」の次に「((イ)以外の場合)」を加え、同項イ中(イ)を(ウ)とし、(ア)の次に次のように加える。

(イ) 性能基準に適合するものとして認定を受けようとするとき(モデル住宅法およびフロア入力法の評価による場合)。	
a 一戸建て住宅	
(a) 床面積の合計が 200 平方メートル未満のもの	22,000 円(評価書面の添付がなされたものにあつては、6,000 円)
(b) 床面積の合計が 200 平方メートル以上の	23,000 円(評価書面の添付がなされ

もの	たものにあつては、6,000円)
b 共同住宅または長屋住宅	
(a) 床面積の合計が300平方メートル未満のもの	36,000円(評価書面の添付がなされたものにあつては、11,000円)
(b) 床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	59,000円(評価書面の添付がなされたものにあつては、21,000円)
(c) 床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	102,000円(評価書面の添付がなされたものにあつては、44,000円)
(d) 床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	152,000円(評価書面の添付がなされたものにあつては、78,000円)
(e) 床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	275,000円(評価書面の添付がなされたものにあつては、124,000円)
(f) 床面積の合計が25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの	462,000円(評価書面の添付がなされたものにあつては、186,000円)
(g) 床面積の合計が50,000平方メートル以上のもの	807,000円(評価書面の添付がなされたものにあつては、282,000円)

第3条の7の表備考2中「および「モデル建物法」を「、「モデル建物法」、「モデル住宅法」および「フロア入力法」に改め、同表備考9を次のように改める。

- 9 この表の金額の欄に掲げる金額は、(2)の項から(5)の項までに係るものについては1の建築物についての金額とし、その他のものについては1件についての金額とする。

第3条の7の次に次の1条を加える。

(台帳の記載事項等証明手数料)

第3条の8 次に掲げる事項の証明に係る手数料は、1件につき500円とする。

- (1) 法の規定に基づく建築確認等に係る建築物等の台帳の記載事項
- (2) バリアフリー法の規定に基づく特定建築物の建築等および維持保全の計画(当該計画の変更を含む。)の認定事項
- (3) 長期優良住宅法の規定に基づく長期優良住宅建築等計画(当該計画の変更を含む。)の認定事項
- (4) 都市低炭素化法の規定に基づく低炭素建築物新築等計画(当該計画の変更を含む。)の認定事項
- (5) 建築物省エネ法の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画(当該計画の変更を含む。)および建築物のエネルギー消費性能の認定事項

付 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

議案第 19 号

彦根市立幼稚園保育料等徴収条例および彦根市立認定こども園設置条例の一部を改正する条例
案

上記の議案を提出する。

令和 2 年(2020 年)2 月 21 日

彦根市長 大久保 貴

彦根市立幼稚園保育料等徴収条例および彦根市立認定こども園設置条例の一部を改正する
条例

(彦根市立幼稚園保育料等徴収条例の一部改正)

第 1 条 彦根市立幼稚園保育料等徴収条例(平成 23 年彦根市条例第 4 号)の一部を次のように改正する。

第 1 条中「保育料」という。)の次に「、預かり保育使用料(教育課程に係る教育時間以外の時間に実施する、子ども・子育て支援法(平成 24 年法律第 65 号)第 30 条の 4 第 2 号の認定を受けた小学校就学前子ども(以下「2 号認定園児」という。)の預かり事業の利用に係る使用料をいう。以下同じ。)」を、「園児」の次に「(2 号認定園児を除く。)」を加える。

第 6 条を第 9 条とし、第 3 条から第 5 条までを 3 条ずつ繰り下げ、第 2 条の次に次の 3 条を加える。

(預かり保育使用料の額)

第 3 条 園児 1 人当たりの預かり保育使用料の額は、日額 450 円とする。

(預かり保育使用料の徴収)

第 4 条 預かり保育使用料は、預かり保育を利用する園児の保護者から徴収する。ただし、子ども・子育て支援法第 30 条の 11 第 3 項の規定に基づく施設等利用費の支払があったときは、この限りでない。

2 預かり保育使用料は、市長が指定する期日までに納入しなければならない。

(預かり保育使用料の減免)

第5条 市長は、特に必要があると認めるときは、預かり保育使用料を減額し、または免除することができる。

別表中「(第3条関係)」を「(第6条関係)」に改め、同表中

2 時間を超え、3 時間以下
3 時間を超え、4 時間以下
4 時間を超える時間

の時間	600 円
の時間	800 円
	800 円に、30 分につき 100 円を加算した額

を	2 時間を超える時間
---	------------

	400 円に、30 分につき 50 円を加算した額
--	---------------------------

に改める。

(彦根市立認定こども園設置条例の一部改正)

第2条 彦根市立認定こども園設置条例(平成29年彦根市条例第1号)の一部を次のように改正する。

第10条を第11条とし、第9条を第10条とする。

第8条第1項中「子どもの保護者から」の次に「、預かり保育使用料は預かり保育事業を利用する保護者から」を加え、同項に次のただし書を加える。

ただし、預かり保育使用料を徴収する場合において、法第30条の11第3項の規定に基づく施設等利用費の支払があつたときは、この限りでない。

第8条第2項中「延長保育料」の次に「、預かり保育使用料」を加え、同条を第9条とする。

第7条を第8条とする。

第6条中「に小学校就学前子ども」の次に「(2号認定子どもを除く。)」を加え、同条を第7条とし、第5条の次に次の1条を加える。

(預かり保育使用料)

第6条 認定こども園において教育課程に係る教育時間以外の時間に法第30条の4第2号の認定を受けた小学校就学前子ども(以下「2号認定子ども」という。)を預かる事業(以下「預かり保育事業」という。)を実施する場合における2号認定子ども1人当たりの預かり保育使用料の額は、日額450円とする。

2 時間を超え、3 時間

別表第1中「(第5条関係)」を「(第7条関係)」に改め、同表中

3時間を超え、4時間
4時間を超える時間

以下の時間	600円
以下の時間	800円
	800円に、30分につき100円を加算した額

を 「

2時間を超える時間

」

	400円に、30分につき50円を加算した額
--	-----------------------

に改める。

別表第2中「(第6条関係)」を「(第8条関係)」に改める。

付 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

議案第 20 号

彦根市地域体育館の設置および管理に関する条例等の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

令和 2 年(2020 年)2 月 21 日

彦根市長 大久保 貴

彦根市地域体育館の設置および管理に関する条例等の一部を改正する条例

(彦根市地域体育館の設置および管理に関する条例の一部改正)

第 1 条 彦根市地域体育館の設置および管理に関する条例(昭和 58 年彦根市条例第 21 号)の一部を次のように改正する。

本則(第 13 条第 1 項および第 17 条を除く。)中「教育委員会」を「市長」に改める。

第 13 条第 1 項中「教育委員会規則」を「規則」に、「教育委員会に」を「市長に」に改める。

第 17 条中「教育委員会規則」を「規則」に改める。

(彦根市立学校運動場照明設備の使用に関する条例の一部改正)

第 2 条 彦根市立学校運動場照明設備の使用に関する条例(昭和 63 年彦根市条例第 2 号)の一部を次のように改正する。

本則中「教育委員会」を「市長」に改める。

(彦根市弓道場の設置および管理に関する条例の一部改正)

第 3 条 彦根市弓道場の設置および管理に関する条例(平成 17 年彦根市条例第 33 号)の一部を次のように改正する。

本則(第 12 条第 1 項および第 16 条を除く。)中「教育委員会」を「市長」に改める。

第 12 条第 1 項中「教育委員会規則」を「規則」に、「教育委員会に」を「市長に」に改める。

第 16 条中「教育委員会規則」を「規則」に改める。

(彦根市武道場の設置および管理に関する条例の一部改正)

第 4 条 彦根市武道場の設置および管理に関する条例(平成 17 年彦根市条例第 34 号)の一部を次のように改正する。

本則(第 12 条第 1 項および第 16 条を除く。)中「教育委員会」を「市長」に改める。

第 12 条第 1 項中「教育委員会規則」を「規則」に、「教育委員会に」を「市長に」に改める。

第 16 条中「教育委員会規則」を「規則」に改める。

付 則

- 1 この条例は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この条例の施行の日(以下「施行日」という。)前に第 1 条から第 4 条までの規定による改正前のそれぞれの条例(以下「旧条例」という。)の規定に基づき教育委員会が行った許可、指定その他の行為でこの条例の施行の際現にその効力を有するものまたは旧条例の規定に基づき教育委員会に対してなされた許可の申請その他の行為でこの条例の施行の際現にその効力を有するものについては、施行日以後にあっては、市長が行った許可、指定その他の行為または市長に対してなされた許可の申請その他の行為とみなす。

議案第 21 号

彦根市放課後児童健全育成事業の設備および運営に関する基準を定める条例の一部を改正する
条例案

上記の議案を提出する。

令和 2 年(2020 年)2 月 21 日

彦根市長 大久保 貴

彦根市放課後児童健全育成事業の設備および運営に関する基準を定める条例の一部を改
正する条例

彦根市放課後児童健全育成事業の設備および運営に関する基準を定める条例(平成 26 年彦根
市条例第 36 号)の一部を次のように改正する。

第 10 条第 3 項中「都道府県知事」の次に「または地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 252
条の 19 第 1 項の指定都市の長」を加える。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 22 号

彦根市特定教育・保育施設および特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

令和 2 年(2020 年)2 月 21 日

彦根市長 大久保 貴

彦根市特定教育・保育施設および特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

彦根市特定教育・保育施設および特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例(平成 26 年彦根市条例第 34 号)の一部を次のように改正する。

第 2 条第 9 号中「支給認定」を「教育・保育給付認定」に改め、同条第 10 号中「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改め、同条第 11 号中「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に改め、同条中第 24 号を第 29 号とし、第 18 号から第 23 号までを 5 号ずつ繰り下げ、同条第 17 号中「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改め、同条第 16 号を同条第 21 号とし、同条第 15 号を同条第 20 号とし、同条第 14 号中「第 14 条第 1 項」を「第 7 条第 10 項第 5 号」に改め、同条第 13 号中「支給認定の有効期間」を「教育・保育給付認定の有効期間」に改め、同条第 12 号を同条第 17 号とし、同条第 11 号の次に次の 5 号を加える。

- (12) 満 3 歳以上教育・保育給付認定子ども 子ども・子育て支援法施行令(平成 26 年政令第 213 号。以下「令」という。)第 4 条第 1 項に規定する満 3 歳以上教育・保育給付認定子どもをいう。
- (13) 特定満 3 歳以上保育認定子ども 令第 4 条第 1 項第 2 号に規定する特定満 3 歳以上保育認定子どもをいう。
- (14) 満 3 歳未満保育認定子ども 令第 4 条第 2 項に規定する満 3 歳未満保育認定子どもをいう。

(15) 市町村民税所得割合算額 令第4条第2項第2号に規定する市町村民税所得割合算額をいう。

(16) 負担額算定基準子ども 令第13条第2項に規定する負担額算定基準子どもをいう。

第3条第1項中「良質かつ適切な」を「良質かつ適切であり、かつ、子どもの保護者の経済的負担の軽減について適切に配慮された」に改める。

第5条第1項中「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に、「利用者負担」を「第13条の規定により支払を受ける費用に関する事項」に改める。

第6条第1項中「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改め、同条第2項中「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に改め、同条第3項中「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に、「支給認定に」を「教育・保育給付認定に」に改め、同条第4項中「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改め、同条第5項中「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に改める。

第7条第2項中「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に改め、「同法」の次に「附則」を加える。

第8条中「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に、「に規定する通知」を「の規定による通知」に、「支給認定の有無、支給認定子ども」を「教育・保育給付認定の有無、教育・保育給付認定子ども」に、「支給認定の有効期間」を「教育・保育給付認定の有効期間」に改める。

第9条の見出しおよび同条第1項中「支給認定」を「教育・保育給付認定」に改め、同条第2項中「支給認定の変更」を「教育・保育給付認定の変更」に、「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に、「支給認定の有効期間」を「教育・保育給付認定の有効期間」に改める。

第10条および第11条中「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に改める。

第13条第1項中「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者(満3歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者に限る。)」に、「法第27条第3項第2号に掲げる額(特定教育・保育施設が特別利用保育を提供する場合にあっては法第28条第2項第2号に規定する市町村が定める額とし、特別利用教育を提供する場合にあっては同項第3号に規定する市町村が定める額とする。)」を「満3歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者についての法第27条第3項第2号に掲げる額」に改め、同条第2項中「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改め、「(その額が現に当該特定教育・保育に要した費用の額を超えるときは、当該現に特定教育・保育に要した費用の額)をいい、当該特定教育・保育施設が特別利用保育を提供する場合にあっては法第28条第2項第2号に規定する内閣総理大臣が定める基準

により算定した費用の額(その額が現に当該特別利用保育に要した費用の額を超えるときは、当該現に特別利用保育に要した費用の額)を、特別利用教育を提供する場合にあっては同項第3号に規定する内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額(その額が現に当該特別利用教育に要した費用の額を超えるときは、当該現に特別利用教育に要した費用の額)」を削り、同条第3項中「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改め、同条第4項各号列記以外の部分中「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改め、同項第3号を次のように改める。

(3) 食事の提供(次に掲げるものを除く。)に要する費用

ア 次の(ア)または(イ)に掲げる満3歳以上教育・保育給付認定子どものうち、その教育・保育給付認定保護者および当該教育・保育給付認定保護者と同一の世帯に属する者に係る市町村民税所得割合算額が当該(ア)または(イ)に定める金額未満であるものに対する副食の提供

(ア) 法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども 77,101円

(イ) 法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども(特定満3歳以上保育認定子どもを除く。イ(イ)において同じ。) 57,700円
(令第4条第2項第6号に規定する特定教育・保育給付認定保護者にあつては、77,101円)

イ 次の(ア)または(イ)に掲げる満3歳以上教育・保育給付認定子どものうち、負担額算定基準子どもまたは小学校第3学年修了前子ども(小学校、義務教育学校の前期課程または特別支援学校の小学部の第1学年から第3学年までに在籍する子どもをいう。以下このイにおいて同じ。)が同一の世帯に3人以上いる場合に当該(ア)または(イ)に定める者に該当するものに対する副食の提供(アに該当するものを除く。)

(ア) 法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども 負担額算定基準子どもまたは小学校第3学年修了前子ども(そのうち最年長者および2番目の年長者である者を除く。)である者

(イ) 法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども 負担額算定基準子ども(そのうち最年長者および2番目の年長者である者を除く。)である者

ウ 満3歳未満保育認定子どもに対する食事の提供

第13条第4項第5号中「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改め、同条第

5 項および第 6 項中「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改める。

第 14 条第 1 項中「をいい、法第 28 条第 1 項に規定する特例施設型給付費を含む」を「をいう」に改め、「この項および第 19 条において」を削り、「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改め、同条第 2 項中「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改める。

第 16 条第 2 項中「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改める。

第 17 条中「支給認定子どもの」を「教育・保育給付認定子どもの」に、「支給認定子どもまたは支給認定保護者」を「当該教育・保育給付認定子どもまたは当該教育・保育給付認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者」に改める。

第 18 条中「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に、「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改める。

第 19 条の見出し中「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改め、同条中「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に、「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改める。

第 20 条第 5 号中「支給認定保護者から受領する利用者負担その他の」を「第 13 条の規定により教育・保育給付認定保護者から支払を受ける」に改める。

第 21 条第 1 項および第 2 項ただし書ならびに第 24 条(見出しを含む。)、第 25 条および第 26 条中「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に改める。

第 27 条第 1 項および第 2 項中「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に改め、同条第 3 項中「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に、「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改める。

第 28 条第 1 項中「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改める。

第 30 条第 1 項中「支給認定子どもまたは支給認定保護者」を「教育・保育給付認定子どもまたは教育・保育給付認定保護者」に、「支給認定子どもの」を「教育・保育給付認定子どもの」に、「支給認定子ども等」を「教育・保育給付認定子ども等」に改め、同条第 3 項および第 4 項中「支給認定子ども等」を「教育・保育給付認定子ども等」に改める。

第 32 条第 2 項および第 4 項中「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に改める。

第 34 条第 2 項中「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に改め、同項第 2 号中「に規定する提供した特定教育・保育に係る必要な事項」を「の規定による特定教育・保育の提供」に改め、同項第 3 号中「に規定する」を「の規定による」に改める。

第 35 条第 1 項および第 2 項中「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に改め、

同条第3項を次のように改める。

3 第1項に規定する場合においては、特定教育・保育には特別利用保育を、施設型給付費には特例施設型給付費(法第28条第1項の特例施設型給付費をいう。次条第3項において同じ。)をそれぞれ含むものとして、前節(第6条第3項および第7条第2項を除く。)の規定を適用する。この場合において、第6条第2項中「特定教育・保育施設(認定こども園および幼稚園に限る。以下この項において同じ。)」とあるのは「特定教育・保育施設(特別利用保育を提供している施設に限る。以下この項において同じ。)」と、「同号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」とあるのは「同号または同項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」と、第13条第2項中「法第27条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「法第28条第2項第2号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第4項第3号イ(ア)中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども(特別利用保育を受ける者を除く。)」と、同号イ(イ)中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども(特別利用保育を受ける者を含む。)」とする。

第36条第1項および第2項中「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に改め、同条第3項を次のように改める。

3 第1項に規定する場合においては、特定教育・保育には特別利用教育を、施設型給付費には特例施設型給付費をそれぞれ含むものとして、前節(第6条第3項および第7条第2項を除く。)の規定を適用する。この場合において、第6条第2項中「利用の申込みに係る法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子ども」とあるのは「利用の申込みに係る法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子ども」と、「同号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」とあるのは「同項第1号または第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」と、「の同号」とあるのは「の同項第1号」と、第13条第2項中「法第27条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「法第28条第2項第3号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第4項第3号イ(ア)中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども(特別利用教育を受ける者を含む。)」と、同号イ(イ)中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども(特別利用教育を受ける者を除く。)」とする。

第37条第1項中「のうち、家庭的保育事業にあつてはその」を「(事業所内保育事業を除く。)の」に、「)の数を」を「)の数は、家庭的保育事業にあつては」に改め、「小規模保育事業A型をいう」の次に「。第42条第3項第1号において同じ」を加え、「同条」を「同省令第

27条」に改め、「小規模保育事業B型をいう」の次に「。第42条第3項第1号において同じ」を加え、「その利用定員の数を」を削り、「小規模保育事業C型をいう」の次に「。付則第4項において同じ」を加える。

第38条第1項中「利用者負担」を「第43条の規定により支払を受ける費用に関する事項」に改める。

第39条第1項中「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改め、同条第2項中「同号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子ども」を「満3歳未満保育認定子ども(特定満3歳以上保育認定子どもを除く。以下この章において同じ。)」に、「支給認定に」を「教育・保育給付認定に」に、「支給認定子どもが」を「満3歳未満保育認定子どもが」に改め、同条第3項中「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改め、同条第4項中「支給認定子ども」を「満3歳未満保育認定子ども」に改める。

第40条第2項中「法第19条第1項第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子ども」を「満3歳未満保育認定子ども」に改め、「同法」の次に「附則」を加える。

第41条中「支給認定子ども」を「満3歳未満保育認定子ども」に改める。

第42条第1項中「この項」を「この項から第5項まで」に改め、同項第1号中「支給認定子ども」を「満3歳未満保育認定子ども」に改め、同項第2号中「特定教育・保育をいう」の次に「。以下この条において同じ」を加え、同項第3号中「支給認定子ども」を「満3歳未満保育認定子ども」に、「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改め、同条第4項中「支給認定子ども」を「満3歳未満保育認定子ども」に改め、同項を同条第9項とし、同条第3項中「を行う者であって、第37条第2項の規定により定める利用定員が20人以上のもの」を「(第37条第2項の規定により定める利用定員が20人以上のものに限る。次項において「保育所型事業所内保育事業」という。)を行う者」に改め、同項を同条第7項とし、同項の次に次の1項を加える。

8 保育所型事業所内保育事業を行う者のうち、児童福祉法第6条の3第12項第2号に規定する事業を行うものであって、市長が適当と認めるもの(付則第5項において「特例保育所型事業所内保育事業者」という。)については、第1項本文の規定にかかわらず、連携施設の確保をしないことができる。

第42条第2項を同条第6項とし、同条第1項の次に次の4項を加える。

2 市長は、特定地域型保育事業者による代替保育の提供に係る連携施設の確保が著しく困難であると認める場合において、次の各号に掲げる要件の全てを満たすと認めるときは、前項第2号の規定を適用しないこととすることができる。

- (1) 特定地域型保育事業者と前項第2号に掲げる事項に係る連携協力を行う者との間でそれぞれの役割の分担および責任の所在が明確化されていること。
 - (2) 前項第2号に掲げる事項に係る連携協力を行う者の本来の業務の遂行に支障が生じないようにするための措置が講じられていること。
- 3 前項の場合において、特定地域型保育事業者は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める者を第1項第2号に掲げる事項に係る連携協力を行う者として適切に確保しなければならない。
- (1) 当該特定地域型保育事業者が特定地域型保育事業を行う場所または事業所(次号において「事業実施場所」という。)以外の場所または事業所において代替保育が提供される場合
小規模保育事業A型もしくは小規模保育事業B型または事業所内保育事業を行う者(同号において「小規模保育事業A型事業者等」という。)
 - (2) 事業実施場所において代替保育が提供される場合 事業の規模等を勘案して小規模保育事業A型事業者等と同等の能力を有すると市が認める者
- 4 市長は、特定地域型保育事業者による第1項第3号に掲げる事項に係る連携施設の確保が著しく困難であると認めるときは、同号の規定を適用しないこととすることができる。
- 5 前項の場合において、特定地域型保育事業者は、児童福祉法第59条第1項に規定する施設のうち、次に掲げるもの(入所定員が20人以上のものに限る。)であつて、市長が適当と認めるものを第1項第3号に掲げる事項に係る連携協力を行う者として適切に確保しなければならない。
- (1) 法第59条の2第1項の規定による助成を受けている者の設置する施設(児童福祉法第6条の3第12項に規定する業務を目的とするものに限る。)
 - (2) 児童福祉法第6条の3第12項に規定する業務または同法第39条第1項に規定する業務を目的とする施設であつて、同法第6条の3第9項第1号に規定する保育を必要とする乳児・幼児の保育を行うことに要する費用に係る地方公共団体の補助を受けているもの
- 第43条第1項中「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改め、「(当該特定地域型保育事業者が特別利用地域型保育を提供する場合にあつては法第30条第2項第2号に規定する市町村が定める額とし、特定利用地域型保育を提供する場合にあつては同項第3号に規定する市町村が定める額とする。)」を削り、同条第2項中「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改め、「(その額が現に当該特定地域型保育に要した費用の額を超えるときは、当該現に特定地域型保育に要した費用の額)をいい、当該特定地域型保育事業者が特別利用地域型保育を提供する場合にあつては法第30条第2項第2号に規定する内閣総理大臣が定める

基準により算定した費用の額(その額が現に当該特別利用地域型保育に要した費用の額を超えるときは、当該現に特別利用地域型保育に要した費用の額)を、特定利用地域型保育を提供する場合にあっては同項第3号に規定する内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額(その額が現に当該特定利用地域型保育に要した費用の額を超えるときは、当該現に特定利用地域型保育に要した費用の額)を削り、同条第3項から第6項までの規定中「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改める。

第46条第5号中「支給認定保護者から受領する利用者負担その他の」を「第43条の規定により教育・保育給付認定保護者から支払を受ける」に改める。

第47条第1項および第2項ただし書中「支給認定子ども」を「満3歳未満保育認定子ども」に改める。

第49条第2項中「支給認定子ども」を「満3歳未満保育認定子ども」に改め、同項第2号中「に規定する提供した特定地域型保育に係る必要な事項」を「の規定による特定地域型保育」に改め、同項第3号中「に規定する」を「の規定による」に改める。

第50条中「特定地域型保育事業」を「特定地域型保育事業者、特定地域型保育事業所および特定地域型保育」に、「第14条第1項」を「第11条中「教育・保育給付認定子どもについて」とあるのは「教育・保育給付認定子ども(満3歳未満保育認定子どもに限り、特定満3歳以上保育認定子どもを除く。以下この節において同じ。)」について」と、第12条の見出し中「教育・保育」とあるのは「地域型保育」と、第14条の見出し中「施設型給付費」とあるのは「地域型保育給付費」と、同条第1項に、「をいい、法第28条第1項に規定する特例施設型給付費を含む。以下この項および第19条において同じ」を「をいう。以下同じ」に改め、「)」とあるのは「特定地域型保育」の次に「(特別利用地域型保育および特定利用地域型保育を含む。第50条において準用する次項および第19条において同じ。)」を加え、「をいい、法第30条第1項に規定する特例地域型保育給付費を含む」を「をいう」に改める。

第51条第1項中「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に改め、同条第2項中「支給認定子どもおよび」を「教育・保育給付認定子どもおよび」に、「同項第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子ども」を「満3歳未満保育認定子ども」に、「支給認定子どもを」を「教育・保育給付認定子どもを」に改め、同条第3項を次のように改める。

3 第1項に規定する場合においては、特定地域型保育には特別利用地域型保育を、地域型保育給付費には特例地域型保育給付費(法第30条第1項の特例地域型保育給付費をいう。次条第3項において同じ。)をそれぞれ含むものとして、この章(第40条第2項を除き、前条において準用する第8条、第9条、第11条、第12条、第14条、第17条から第19条までおよび第23

条から第 33 条までを含む。次条第 3 項において同じ。)の規定を適用する。この場合において、第 39 条第 2 項中「利用の申込みに係る法第 19 条第 1 項第 3 号に掲げる小学校就学前子ども」とあるのは「利用の申込みに係る法第 19 条第 1 項第 1 号に掲げる小学校就学前子ども」と、「満 3 歳未満保育認定子ども(特定満 3 歳以上保育認定子どもを除く。以下この章において同じ。)」とあるのは「法第 19 条第 1 項第 1 号または第 3 号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども(第 52 条第 1 項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合にあっては、当該特定利用地域型保育の対象となる法第 19 条第 1 項第 2 号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもを含む。)」と、「同号」とあるのは「同項第 3 号」と、「教育・保育給付認定に基づき、保育の必要の程度および家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる満 3 歳未満保育認定子どもが優先的に利用することができるよう、」とあるのは「抽選、申込みを受けた順序により決定する方法、当該特定地域型保育事業者の保育に関する理念、基本方針等に基づく選考その他公正な方法により」と、第 43 条第 1 項中「教育・保育給付認定保護者」とあるのは「教育・保育給付認定保護者(特別利用地域型保育の対象となる法第 19 条第 1 項第 1 号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者を除く。)」と、同条第 2 項中「法第 29 条第 3 項第 1 号に掲げる額」とあるのは「法第 30 条第 2 項第 2 号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第 3 項中「前 2 項」とあるのは「前項」と、同条第 4 項中「前 3 項」とあるのは「前 2 項」と、「掲げる費用」とあるのは「掲げる費用および食事の提供(第 13 条第 4 項第 3 号アまたはイに掲げるものを除く。)に要する費用」と、同条第 5 項中「前各項」とあるのは「前 3 項」とする。

第 52 条第 1 項および第 2 項中「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に改め、同条第 3 項を次のように改める。

- 3 第 1 項に規定する場合においては、特定地域型保育には特定利用地域型保育を、地域型保育給付費には特例地域型保育給付費をそれぞれ含むものとして、この章の規定を適用する。この場合において、第 43 条第 1 項中「教育・保育給付認定保護者」とあるのは「教育・保育給付認定保護者(特定利用地域型保育の対象となる法第 19 条第 1 項第 2 号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども(特定満 3 歳以上保育認定子どもに限る。))に係る教育・保育給付認定保護者に限る。)」と、同条第 2 項中「法第 29 条第 3 項第 1 号に掲げる額」とあるのは「法第 30 条第 2 項第 3 号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第 4 項中「掲げる費用」とあるのは「掲げる費用および食事の提供(特定利用地域型保育の対象となる特定満 3 歳以上保育認定子どもに対するものおよび満 3 歳以上保

育認定子ども(令第4条第1項第2号に規定する満3歳以上保育認定子どもをいう。)に係る第13条第4項第3号アまたはイに掲げるものを除く。)に要する費用」とする。

付則第2項中「(法第27条第3項第2号に掲げる額(特定教育・保育施設が」とあるのは「(当該特定教育・保育施設が」と、「額とし」とあるのは「額をいい」と、「定める額とする。)をいう。)」とあるのは「定める額をいう。)」を「教育・保育給付認定保護者(満3歳未満保育認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定保護者(満3歳未満保育認定子ども(特定保育所(法附則第6条第1項に規定する特定保育所をいう。次項において同じ。))から特定教育・保育(保育に限る。第19条において同じ。))を受ける者を除く。以下この項において同じ。)」に、「(法第27条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「(法附則第6条第3項の規定により読み替えられた法第28条第2項第1号に規定する内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」を「当該特定教育・保育」とあるのは「当該特定教育・保育(特定保育所における特定教育・保育(保育に限る。))を除く。)」に改める。

付則第4項の前の見出し、同項および第5項を削る。

付則第6項中「第37条第1項に規定する」を削り、「同項中」を「第37条第1項中」に改め、同項を付則第4項とする。

付則第7項中「特定地域型保育事業者」の次に「(特例保育所型事業所内保育事業者を除く。)」を加え、「5年」を「10年」に改め、同項を付則第5項とする。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 23 号

彦根市家庭的保育事業等の設備および運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案
上記の議案を提出する。

令和 2 年(2020 年)2 月 21 日

彦根市長 大久保 貴

彦根市家庭的保育事業等の設備および運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条
例

彦根市家庭的保育事業等の設備および運営に関する基準を定める条例(平成 26 年彦根市条例
第 35 号)の一部を次のように改正する。

第 6 条第 2 項中「適用しないこと」の次に「とすること」を加え、同条に次の 2 項を加える。

4 市長は、家庭的保育事業者等による第 1 項第 3 号に掲げる事項に係る連携施設の確保が著し
く困難であると認めるときは、同号の規定を適用しないこととすることができる。

5 前項の場合において、家庭的保育事業者等は、法第 59 条第 1 項に規定する施設のうち、次
に掲げるもの(入所定員が 20 人以上のものに限る。)であって、市長が適当と認めるものを第
1 項第 3 号に掲げる事項に係る連携協力を行う者として適切に確保しなければならない。

(1) 子ども・子育て支援法第 59 条の 2 第 1 項の規定による助成を受けている者の設置する
施設(法第 6 条の 3 第 12 項に規定する業務を目的とするものに限る。)

(2) 法第 6 条の 3 第 12 項および第 39 条第 1 項に規定する業務を目的とする施設であって、
法第 6 条の 3 第 9 項第 1 号に規定する保育を必要とする乳児・幼児の保育を行うことに要
する費用に係る地方公共団体の補助を受けているもの

第 16 条第 2 項第 3 号中「、乳幼児」を「、利用乳幼児」に改め、「。付則第 3 項において同
じ」を削る。

第 45 条中「第 6 条第 1 号」を「第 6 条第 1 項第 1 号」に改め、同条に次の 1 項を加える。

2 保育所型事業所内保育事業を行う者のうち、法第 6 条の 3 第 12 項第 2 号に規定する事業を
行うものであって、市長が適当と認めるもの(付則第 4 項において「特例保育所型事業所内保

育事業者」という。)については、第6条第1項の規定にかかわらず、連携施設の確保をしないことができる。

付則第3項中「(第22条に規定する家庭的保育事業を行う場所において実施されるものに限る。)」を削る。

付則第4項中「家庭的保育事業者等」の次に「(特例保育所型事業所内保育事業者を除く。)」を加え、「5年」を「10年」に改める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 24 号

彦根市国民健康保険条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

令和 2 年(2020 年)2 月 21 日

彦根市長 大久保 貴

彦根市国民健康保険条例の一部を改正する条例

彦根市国民健康保険条例(平成 8 年彦根市条例第 26 号)の一部を次のように改正する。

第 20 条中「610,000 円」を「630,000 円」に改める。

第 34 条中「160,000 円」を「170,000 円」に改める。

第 38 条第 1 項中「610,000 円」を「630,000 円」に改め、同項第 2 号中「280,000 円」を「285,000 円」に改め、同項第 3 号中「510,000 円」を「520,000 円」に改め、同条第 3 項中「610,000 円」を「630,000 円」に改め、同条第 4 項中「610,000 円」を「630,000 円」に、「160,000 円」を「170,000 円」に改める。

付 則

- 1 この条例は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 改正後の彦根市国民健康保険条例の規定は、令和 2 年度以後の年度分の保険料について適用し、令和元年度分までの保険料については、なお従前の例による。

議案第 25 号

彦根市病院事業の設置等に関する条例等の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

令和 2 年(2020 年)2 月 21 日

彦根市長 大久保 貴

彦根市病院事業の設置等に関する条例等の一部を改正する条例

(彦根市病院事業の設置等に関する条例の一部改正)

第 1 条 彦根市病院事業の設置等に関する条例(昭和 42 年彦根市条例第 18 号)の一部を次のように改正する。

第 8 条中「第 243 条の 2 第 8 項」を「第 243 条の 2 の 2 第 8 項」に改める。

(彦根市水道事業の設置等に関する条例の一部改正)

第 2 条 彦根市水道事業の設置等に関する条例(昭和 42 年彦根市条例第 19 号)の一部を次のように改正する。

第 5 条中「第 243 条の 2 第 8 項」を「第 243 条の 2 の 2 第 8 項」に改める。

(昭和天皇の崩御に伴う職員の懲戒免除および職員の賠償責任に基づく債務の免除に関する条例の一部改正)

第 3 条 昭和天皇の崩御に伴う職員の懲戒免除および職員の賠償責任に基づく債務の免除に関する条例(平成元年彦根市条例第 2 号)の一部を次のように改正する。

第 3 条中「第 243 条の 2」を「第 243 条の 2 の 2」に改める。

付 則

この条例は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

議案第 26 号

彦根市道の構造の技術的基準を定める条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

令和 2 年(2020 年)2 月 21 日

彦根市長 大久保 貴

彦根市道の構造の技術的基準を定める条例の一部を改正する条例

彦根市道の構造の技術的基準を定める条例(平成 25 年彦根市条例第 3 号)の一部を次のように改正する。

第 4 条第 1 項中第 7 号を第 8 号とし、第 3 号から第 6 号までを 1 号ずつ繰り下げ、第 2 号の次に次の 1 号を加える。

(3) 自転車通行帯

第 4 条第 7 項中「の車道」の次に「(自転車通行帯を除く。)」を加える。

第 6 条第 2 項中「副道」の次に「(自転車通行帯を除く。)」を加える。

第 8 条の次に次の 1 条を加える。

(自転車通行帯)

第 8 条の 2 自動車および自転車の交通量が多い道路(自転車道を設ける道路を除く。)には、車道の左端寄り(停車帯を設ける道路にあつては、停車帯の右側。次項において同じ。)に自転車通行帯を設けるものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。

2 自転車の交通量が多い道路または自動車および歩行者の交通量が多い道路(自転車道を設ける道路および前項に規定する道路を除く。)には、安全かつ円滑な交通を確保するため自転車の通行を分離する必要がある場合においては、車道の左端寄りに自転車通行帯を設けるものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。

3 自転車通行帯の幅員は、1.5 メートル以上とするものとする。ただし、地形の状況その他の

特別の理由によりやむを得ない場合においては、1メートルまで縮小することができる。

4 自転車通行帯の幅員は、当該道路の自転車の交通の状況を考慮して定めるものとする。

第9条第1項中「道路には」を「第3種(第4級および第5級を除く。次項において同じ。)または第4種(第3級および第4級を除く。同項において同じ。)の道路で設計速度が60キロメートル毎時以上であるものには」に改め、同条第2項中「道路または」を「第3種もしくは第4種の道路または」に、「道路(」を「第3種もしくは第4種の道路で設計速度が60キロメートル毎時以上であるもの(」に改める。

第10条第1項中「自転車道」の次に「または自転車通行帯」を加える。

第11条第1項中「自転車道」の次に「もしくは自転車通行帯」を加える。

第32条第3号中「車道」の次に「(自転車通行帯を除く。)」を加える。

第41条第1項中「第8条」の次に「、第8条の2第3項」を加え、同条第2項中「第8条」の次に「、第8条の2第3項」を加え、「および第2項ならびに」を「から第3項までおよび」に改める。

第42条第1項中「3メートル以上とし、自転車歩行者専用道路の幅員は4メートル以上」を「、3メートル以上」に改め、同項ただし書を次のように改める。

ただし、次の各号のいずれかに該当する場合にあっては、当該各号に定める幅員まで縮小することができる。

- (1) 自転車の交通量その他の交通の状況を勘案して、自転車の安全かつ円滑な通行に支障がない場合 2メートル
- (2) トンネル、橋もしくは高架の道路である場合または地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合において、自転車の安全かつ円滑な通行のために必要な看板等の設置その他の措置を講ずるとき。 1.5メートル

第42条中第5項を第6項とし、第4項を第5項とし、第3項を第4項とし、同条第2項に次のただし書を加え、同項を同条第3項とする。

ただし、第1項ただし書または前項ただし書の規定の適用を受ける自転車専用道路および自転車歩行者専用道路については、この限りでない。

第42条第1項の次に次の1項を加える。

2 自転車歩行者専用道路の幅員は、4メートル以上とする。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合にあっては、当該各号に定める幅員まで縮小することができる。

- (1) 自転車および歩行者の交通量その他の交通の状況を勘案して、自転車および歩行者の安全かつ円滑な通行に支障がない場合 3メートル

(2) トンネル、橋もしくは高架の道路である場合または地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合において、自転車および歩行者の安全かつ円滑な通行のために必要な看板等の設置その他の措置を講ずるとき。 2メートル

付 則

- 1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。
- 2 この条例の施行の際現に新設または改築の工事中の市道については、この条例による改正後の彦根市道の構造の技術的基準を定める条例の規定にかかわらず、なお従前の例による。

議案第 27 号

彦根市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

令和 2 年(2020 年)2 月 21 日

彦根市長 大久保 貴

彦根市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例

彦根市道路占用料徴収条例(昭和 29 年彦根市条例第 18 号)の一部を次のように改正する。

別表中備考以外の部分を次のように改める。

別表(第 2 条、第 3 条関係)

	占用物件	単位	占用料
法第 32 条第 1 項第 1 号に掲げる工作物	第 1 種電柱	1 本につき	510 円
	第 2 種電柱	1 年	790 円
	第 3 種電柱		1,100 円
	第 1 種電話柱		460 円
	第 2 種電話柱		730 円
	第 3 種電話柱		1,000 円
	その他の柱類		46 円
	共架電線その他上空に設ける線類		長さ 1 メートルにつき 1 年
	地下に設ける電線その他の線類	3 円	
	路上に設ける変圧器	1 個につき 1 年	450 円
	地下に設ける変圧器	占用面積 1 平方メートルにつき 1 年	270 円
	変圧塔その他これに類するものおよび公衆電話所	1 個につき 1 年	910 円
	郵便差出箱および信書便差出箱		380 円

	広告塔		表示面積 1 平方メートルにつき 1 年	1,900 円
	その他のもの		占用面積 1 平方メートルにつき 1 年	910 円
法第 32 条第 1 項第 2 号に掲げる物件	外径が 0.07 メートル未満のもの		長さ 1 メートルにつき 1 年	19 円
	外径が 0.07 メートル以上 0.1 メートル未満のもの			27 円
	外径が 0.1 メートル以上 0.15 メートル未満のもの			41 円
	外径が 0.15 メートル以上 0.2 メートル未満のもの			55 円
	外径が 0.2 メートル以上 0.3 メートル未満のもの			82 円
	外径が 0.3 メートル以上 0.4 メートル未満のもの			110 円
	外径が 0.4 メートル以上 0.7 メートル未満のもの			190 円
	外径が 0.7 メートル以上 1 メートル未満のもの			270 円
	外径が 1 メートル以上のもの			550 円
法第 32 条第 1 項第 3 号および第 4 号に掲げる施設			占用面積 1	910 円
法第 32 条第 1 項第 5 号に掲げる施設	地下街および地下室	階数が 1 のもの	平方メートルにつき 1 年	A に 0.005 を乗じて得た額
		階数が 2 のもの		A に 0.008 を乗じて得た額
		階数が 3 以上のもの		A に 0.01 を乗じて得た額
	上空に設ける通路			930 円
	地下に設ける通路			560 円
	その他のもの			910 円
法第 32 条第 1 項第 6 号に掲げる施設	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの		占用面積 1 平方メートルにつき 1 日	19 円

	その他のもの		占用面積 1 平方メー トルにつき 1 月	190 円
道路法施行令(昭和 27 年政 令第 479 号。以下「政令」 という。)第 7 条第 1 号に掲 げる物件	看板(アーチであるもの を除く。)	一時的に設 けるもの	表示面積 1 平方メー トルにつき 1 月	190 円
		その他のも の	表示面積 1 平方メー トルにつき 1 年	1,900 円
	標識		1 本につき 1 年	730 円
	旗ざお	祭礼、縁日 その他の催 しに際し、 一時的に設 けるもの	1 本につき 1 日	19 円
		その他のも の	1 本につき 1 月	190 円
	幕(政令第 7 条第 4 号に 掲げる工事用施設であ るものを除く。)	祭礼、縁日 その他の催 しに際し、 一時的に設 けるもの	その面積 1 平方メー トルにつき 1 日	19 円
		その他のも の	その面積 1 平方メー トルにつき 1 月	190 円
	アーチ	車道を横断 するもの	1 基につき 1 月	1,900 円
		その他のも の		930 円
	政令第 7 条第 2 号に掲げる工作物			占用面積 1
政令第 7 条第 3 号に掲げる施設			平方メー トルにつき 1 年	A に 0.033 を乗じて得 た額
政令第 7 条第 4 号に掲げる工事用施設および同条第 5 号に掲げる 工事用材料			占用面積 1 平方メー トルにつき 1 月	190 円
政令第 7 条第 6 号に掲げる仮設建築物および同条第 7 号に掲げる 施設				91 円

政令第7条第8号に掲げる施設	トンネルの上または高架の道路の路面下(当該路面下の地下を除く。)に設けるもの		占有面積1平方メートルにつき1年	Aに0.016を乗じて得た額
	上空に設けるもの			Aに0.023を乗じて得た額
	地下(トンネルの上の地下を除く。)に設けるもの	階数が1のもの		Aに0.005を乗じて得た額
		階数が2のもの		Aに0.008を乗じて得た額
		階数が3以上のもの		Aに0.01を乗じて得た額
	その他のもの			Aに0.033を乗じて得た額
政令第7条第9号に掲げる施設	建築物		Aに0.016を乗じて得た額	
	その他のもの		Aに0.012を乗じて得た額	
政令第7条第10号に掲げる施設および自動車駐車場	建築物		Aに0.023を乗じて得た額	
	その他のもの		Aに0.012を乗じて得た額	
政令第7条第11号に掲げる応急仮設建築物	トンネルの上または高架の道路の路面下に設けるもの		Aに0.016を乗じて得た額	
	上空に設けるもの		Aに0.023を乗じて得た額	
	その他のもの		Aに0.033を乗じて得た額	
政令第7条第12号に掲げる器具			Aに0.033を乗じて得た額	

政令第7条第13号に掲げる 施設	トンネルの上または自動車専用道路 (高架のものに限る。)の路面下に設 けるもの	Aに0.016 を乗じて得 た額
	上空に設けるもの	Aに0.023 を乗じて得 た額
	その他のもの	Aに0.033 を乗じて得 た額

付 則

- 1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。
- 2 この条例の施行の日前にした許可に係る占用料(占用許可の期間が令和2年度以降にわたる場合の占用料で毎年度当該年度分を納付することとされているものにあつては、令和2年度以降の占用料を除く。)の額については、なお従前の例による。

議案第 28 号

市道路線の認定につき議決を求めることについて

上記の議案を提出する。

令和 2 年(2020 年)2 月 21 日

彦根市長 大久保 貴

市道路線の認定につき議決を求めることについて

下記のとおり市道路線の認定をすることにつき、道路法(昭和 27 年法律第 180 号)第 8 条第 2 項の規定により、議会の議決を求める。

記

番号	路 線 名	起 点	終 点	重要な経過地
1673	野良田町大鳥線	彦根市野良田町字大鳥 355 番 13	彦根市野良田町字大鳥 355 番 23	
2154	外町中野線	彦根市外町字中野 264 番 5	彦根市外町字中野 264 番 3	
3474	大藪町川端 2 号線	彦根市大藪町字川端 2478 番 3	彦根市大藪町字川端 2478 番 6	
3475	東沼波町安ノ花線	彦根市東沼波町字安ノ 花 997 番 1	彦根市東沼波町字安ノ 花 995 番 9	
3476	高宮町岩井 2 号線	彦根市高宮町字岩井 1495 番 16	彦根市高宮町字岩井 1495 番 21	
3477	宇尾町辻 3 号線	彦根市宇尾町字辻 293 番 5	彦根市宇尾町字辻 300 番 25	
3478	野瀬町中久保・下川 原線	彦根市野瀬町字中久保 251 番 10	彦根市野瀬町字下川原 332 番 1	
4201	南川瀬町下ノ池・東 野線	彦根市南川瀬町字下ノ 池 969 番 4	彦根市南川瀬町字東野 719 番 7	
4202	南川瀬町下ノ池線	彦根市南川瀬町字下ノ 池 969 番 4	彦根市南川瀬町字下ノ 池 969 番 14	
4203	南川瀬町下ノ池・東 沢線	彦根市南川瀬町字下ノ 池 969 番 12	彦根市南川瀬町字東沢 965 番 14	

4204	南川瀬町東沢 2 号線	彦根市南川瀬町字東沢 965 番 15	彦根市南川瀬町字東沢 965 番 20	
4205	南川瀬町東沢 3 号線	彦根市南川瀬町字東沢 965 番 21	彦根市南川瀬町字東沢 965 番 9	
4206	南川瀬町茶塚線	彦根市南川瀬町字茶塚 714 番 6	彦根市南川瀬町字茶塚 714 番 5	

議案第 29 号

第 2 期彦根市まち・ひと・しごと創生総合戦略を定めることにつき議決を求めることについて
上記の議案を提出する。

令和 2 年(2020 年)2 月 21 日

彦根市長 大久保 貴

第 2 期彦根市まち・ひと・しごと創生総合戦略を定めることにつき議決を求めることにつ
いて

第 2 期彦根市まち・ひと・しごと創生総合戦略を別添のとおり定めることにつき、地方自治法
第 96 条第 2 項の規定による議会の議決すべき事件に関する条例(平成 21 年彦根市条例第 2 号)の
規定により、議会の議決を求める。

議案第 30 号

愛荘町と締結した定住自立圏形成協定を変更することにつき議決を求めることについて
上記の議案を提出する。

令和 2 年(2020 年)2 月 21 日

彦根市長 大久保 貴

愛荘町と締結した定住自立圏形成協定を変更することにつき議決を求めることについて

愛荘町と締結した定住自立圏形成協定を別紙のとおり変更することにつき、地方自治法第 96 条第 2 項の規定による議会の議決すべき事件に関する条例(平成 21 年彦根市条例第 2 号)の規定により、議会の議決を求める。

湖東定住自立圏の形成に関する協定書の一部を変更する協定書

平成 21 年 10 月 4 日彦根市(以下「甲」という。)と愛荘町(以下「乙」という。)との間に締結した湖東定住自立圏の形成に関する協定の一部を次のとおり変更する協定を締結する。

第 3 条第 1 号エに次のように加える。

(ウ) スポーツを通じた地域活性化

a 取組の内容

スポーツを通じたにぎわいと交流を創出する拠点として(仮称)彦根市新市民体育センターを整備するとともに、当該施設を活用したスポーツツーリズムの推進等に取り組み、交流人口の増加、関連産業の振興等による圏域経済の活性化を図る。

b 甲の役割

(仮称)彦根市新市民体育センターを整備するとともに、乙と連携して、当該施設において各種イベント等を実施することにより、圏域経済の活性化を図る。

c 乙の役割

甲と連携して、当該施設において各種イベント等を実施することにより、圏域経済の活性化を図る。

この協定の締結を証するため、本協定書 2 通を作成し、甲乙が記名押印の上、それぞれその 1 通を保有する。

令和 年 月 日

甲 彦根市元町 4 番 2 号
彦根市
彦根市長 大久保 貴

乙 愛知郡愛荘町愛知川 72 番地
愛荘町
愛荘町長 有 村 国 知

議案第 31 号

豊郷町と締結した定住自立圏形成協定を変更することにつき議決を求めることについて
上記の議案を提出する。

令和 2 年(2020 年)2 月 21 日

彦根市長 大久保 貴

豊郷町と締結した定住自立圏形成協定を変更することにつき議決を求めることについて

豊郷町と締結した定住自立圏形成協定を別紙のとおり変更することにつき、地方自治法第 96 条第 2 項の規定による議会の議決すべき事件に関する条例(平成 21 年彦根市条例第 2 号)の規定により、議会の議決を求める。

湖東定住自立圏の形成に関する協定書の一部を変更する協定書

平成 21 年 10 月 4 日彦根市(以下「甲」という。)と豊郷町(以下「乙」という。)との間に締結した湖東定住自立圏の形成に関する協定の一部を次のとおり変更する協定を締結する。

第 3 条第 1 号エに次のように加える。

(ウ) スポーツを通じた地域活性化

a 取組の内容

スポーツを通じたにぎわいと交流を創出する拠点として(仮称)彦根市新市民体育センターを整備するとともに、当該施設を活用したスポーツツーリズムの推進等に取り組み、交流人口の増加、関連産業の振興等による圏域経済の活性化を図る。

b 甲の役割

(仮称)彦根市新市民体育センターを整備するとともに、乙と連携して、当該施設において各種イベント等を実施することにより、圏域経済の活性化を図る。

c 乙の役割

甲と連携して、当該施設において各種イベント等を実施することにより、圏域経済の活性化を図る。

この協定の締結を証するため、本協定書 2 通を作成し、甲乙が記名押印の上、それぞれその 1 通を保有する。

令和 年 月 日

甲 彦根市元町 4 番 2 号
彦根市
彦根市長 大久保 貴

乙 犬上郡豊郷町大字石畑 375 番地
豊郷町
豊郷町長 伊藤 定 勉

議案第 32 号

甲良町と締結した定住自立圏形成協定を変更することにつき議決を求めることについて
上記の議案を提出する。

令和 2 年(2020 年)2 月 21 日

彦根市長 大久保 貴

甲良町と締結した定住自立圏形成協定を変更することにつき議決を求めることについて

甲良町と締結した定住自立圏形成協定を別紙のとおり変更することにつき、地方自治法第 96 条第 2 項の規定による議会の議決すべき事件に関する条例(平成 21 年彦根市条例第 2 号)の規定により、議会の議決を求める。

湖東定住自立圏の形成に関する協定書の一部を変更する協定書

平成 21 年 10 月 4 日彦根市(以下「甲」という。)と甲良町(以下「乙」という。)との間に締結した湖東定住自立圏の形成に関する協定の一部を次のとおり変更する協定を締結する。

第 3 条第 1 号エに次のように加える。

(ウ) スポーツを通じた地域活性化

a 取組の内容

スポーツを通じたにぎわいと交流を創出する拠点として(仮称)彦根市新市民体育センターを整備するとともに、当該施設を活用したスポーツツーリズムの推進等に取り組み、交流人口の増加、関連産業の振興等による圏域経済の活性化を図る。

b 甲の役割

(仮称)彦根市新市民体育センターを整備するとともに、乙と連携して、当該施設において各種イベント等を実施することにより、圏域経済の活性化を図る。

c 乙の役割

甲と連携して、当該施設において各種イベント等を実施することにより、圏域経済の活性化を図る。

この協定の締結を証するため、本協定書 2 通を作成し、甲乙が記名押印の上、それぞれその 1 通を保有する。

令和 年 月 日

甲 彦根市元町 4 番 2 号
彦根市
彦根市長 大久保 貴

乙 犬上郡甲良町大字在士 353 番地 1
甲良町
甲良町長 野 瀬 喜久男

議案第 33 号

多賀町と締結した定住自立圏形成協定を変更することにつき議決を求めることについて
上記の議案を提出する。

令和 2 年(2020 年)2 月 21 日

彦根市長 大久保 貴

多賀町と締結した定住自立圏形成協定を変更することにつき議決を求めることについて

多賀町と締結した定住自立圏形成協定を別紙のとおり変更することにつき、地方自治法第 96 条第 2 項の規定による議会の議決すべき事件に関する条例(平成 21 年彦根市条例第 2 号)の規定により、議会の議決を求める。

湖東定住自立圏の形成に関する協定書の一部を変更する協定書

平成 21 年 10 月 4 日彦根市(以下「甲」という。)と多賀町(以下「乙」という。)との間に締結した湖東定住自立圏の形成に関する協定の一部を次のとおり変更する協定を締結する。

第 3 条第 1 号エに次のように加える。

(ウ) スポーツを通じた地域活性化

a 取組の内容

スポーツを通じたにぎわいと交流を創出する拠点として(仮称)彦根市新市民体育センターを整備するとともに、当該施設を活用したスポーツツーリズムの推進等に取り組み、交流人口の増加、関連産業の振興等による圏域経済の活性化を図る。

b 甲の役割

(仮称)彦根市新市民体育センターを整備するとともに、乙と連携して、当該施設において各種イベント等を実施することにより、圏域経済の活性化を図る。

c 乙の役割

甲と連携して、当該施設において各種イベント等を実施することにより、圏域経済の活性化を図る。

この協定の締結を証するため、本協定書 2 通を作成し、甲乙が記名押印の上、それぞれその 1 通を保有する。

令和 年 月 日

甲 彦根市元町 4 番 2 号
彦根市
彦根市長 大久保 貴

乙 犬上郡多賀町大字多賀 324 番地
多賀町
多賀町長 久保 久良

報告第 1 号

督促異議の申立てのあった支払督促の申立てに係る訴えの提起について

督促異議の申立てのあった支払督促の申立てに係る訴えの提起について、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 180 条第 1 項の規定により、市長において専決処分をしたので、同条第 2 項の規定により、議会に報告する。

令和 2 年(2020 年)2 月 21 日

彦根市長 大久保 貴

専決第 1 号

督促異議の申立てのあった支払督促の申立てに係る訴えの提起について

督促異議の申立てのあった支払督促の申立てに係る訴えの提起について、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 180 条第 1 項の規定により、次のとおり専決処分をする。

令和 2 年(2020 年)1 月 6 日

彦根市長 大久保 貴

1 相手方の住所および氏名

(1) 住所 ○○○○○○○○○○○○○○○○

(2) 氏名 ○ ○ ○ ○

2 請求の趣旨

学校給食費についての徴収金(以下「給食費徴収金」という。)28,840 円および支払督促の申立てに係る手続費用(以下「手続費用」という。)2,483 円の計 31,323 円の支払を請求するもの

3 請求の原因

(1) 彦根市は、学校給食法(昭和 29 年法律第 160 号)第 4 条に基づき、彦根市が設置した中学校において学校給食を実施している。

(2) 彦根市は、学校給食法第 11 条第 2 項の規定を受け、次の内容で彦根市立中学校給食費徴収金取扱要綱(平成 27 年彦根市告示第 97 号)を定めている。

ア 第 2 条 給食費徴収金は、彦根市立中学校に在学する生徒の保護者から徴収する。

イ 第 3 条第 1 項 給食費徴収金の額は、年額 47,300 円とする。

ウ 第 5 条 給食費徴収金は、市長が指定する期日までに納付しなければならない。

(3) 相手方の子は、彦根市立中学校に通学しており、彦根市は、当該中学校において、学校給食を実施した。

4 事案の概要

彦根市は、相手方の子が通学している彦根市立中学校において学校給食を実施したが、相手方は、給食費徴収金を滞納している。

彦根市は、再三当該給食費徴収金を支払うよう催告したが、相手方がこれに応じないため、令和元年 12 月 16 日に彦根簡易裁判所へ給食費徴収金および手続費用(以下「給食費徴収金等」という。)の支払を求める旨の支払督促の申立てを行った。

これに対し、相手方は、令和元年 12 月 28 日付けで給食費徴収金等の分割払を希望する旨の督促異議の申立てを行った。

当該督促異議の申立てが行われたことによって、民事訴訟法(平成8年法律第109号)第395条の規定により、支払督促の申立ての時に、彦根市が給食費徴収金等の支払を請求する旨の訴えを提起したものとみなされるものである。

5 訴訟遂行方針

- (1) 市長が指定した弁護士を代理人とする。
- (2) 判決の結果、必要がある場合は、上訴する。

報告第 2 号

督促異議の申立てのあった支払督促の申立てに係る訴えの提起について

督促異議の申立てのあった支払督促の申立てに係る訴えの提起について、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 180 条第 1 項の規定により、市長において専決処分をしたので、同条第 2 項の規定により、議会に報告する。

令和 2 年(2020 年)2 月 21 日

彦根市長 大久保 貴

専決第 2 号

督促異議の申立てのあった支払督促の申立てに係る訴えの提起について

督促異議の申立てのあった支払督促の申立てに係る訴えの提起について、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 180 条第 1 項の規定により、次のとおり専決処分をする。

令和 2 年(2020 年)1 月 6 日

彦根市長 大久保 貴

1 相手方の住所および氏名

(1) 住所 ○○○○○○○○○○○○○○○○

(2) 氏名 ○ ○ ○ ○

2 請求の趣旨

学校給食費についての徴収金(以下「給食費徴収金」という。)33,700 円および支払督促の申立てに係る手続費用(以下「手続費用」という。)2,483 円の計 36,183 円の支払を請求するもの

3 請求の原因

(1) 彦根市は、学校給食法(昭和 29 年法律第 160 号)第 4 条に基づき、彦根市が設置した中学校において学校給食を実施している。

(2) 彦根市は、学校給食法第 11 条第 2 項の規定を受け、次の内容で彦根市立中学校給食費徴収金取扱要綱(平成 27 年彦根市告示第 97 号)を定めている。

ア 第 2 条 給食費徴収金は、彦根市立中学校に在学する生徒の保護者から徴収する。

イ 第 3 条第 1 項 給食費徴収金の額は、年額 47,300 円とする。

ウ 第 5 条 給食費徴収金は、市長が指定する期日までに納付しなければならない。

(3) 相手方の子は、彦根市立中学校に通学しており、彦根市は、当該中学校において、学校給食を実施した。

4 事案の概要

彦根市は、相手方の子が通学している彦根市立中学校において学校給食を実施したが、相手方は、給食費徴収金を滞納している。

彦根市は、再三当該給食費徴収金を支払うよう催告したが、相手方がこれに応じないため、令和元年 12 月 16 日に彦根簡易裁判所へ給食費徴収金および手続費用(以下「給食費徴収金等」という。)の支払を求める旨の支払督促の申立てを行った。

これに対し、相手方は、令和元年 12 月 31 日付けで給食費徴収金等の請求を認めない旨の督促異議の申立てを行った。

当該督促異議の申立てが行われたことによって、民事訴訟法(平成8年法律第109号)第395条の規定により、支払督促の申立ての時に、彦根市が給食費徴収金等の支払を請求する旨の訴えを提起したものとみなされるものである。

5 訴訟遂行方針

- (1) 市長が指定した弁護士を代理人とする。
- (2) 判決の結果、必要がある場合は、上訴する。